

# 児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給

子育て支援課 児童扶養手当 ☎922-1476 ☎922-3274  
特別児童扶養手当 ☎922-1483 ☎922-3274



## 今年度の現況届・所得状況届は郵送受付のみ

以下の手当の受給要件に該当し、手当を受けていない人は申請してください。既に児童扶養手当を受給している人は現況届を、特別児童扶養手当を受給している人は所得状況届を期間内に、郵送で〒340-8550子育て支援課へ提出してください。案内通知は7月下旬に送付します。期間内に提出されないと、11月分以降の手当が受給できなくなります。

## 児童扶養手当

■対象者 ①～⑥のいずれかに該当する子ども（18歳になった年の年度末までの子どもと、20歳未満で一定の障がいのある子ども）を養育している保護者で、平成31年1月～令和元年12月の所得が所得制限額未満（表1）の人。

- ①父母の離婚や死亡（生死不明を含む）などにより父または母あるいは父母と生計が異なる。
- ②父または母に一定の障がいがある。
- ③父または母から1年以上遺棄されている。
- ④父または母が法令により1年以上拘禁されている。
- ⑤母が未婚で出生した。
- ⑥父または母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所から保護命令を受けている。

■児童扶養手当が受けられない人 ①～⑤のいずれかに該当する人

- ①申請者や子どもの住所が国内にない。
- ②子どもが里親に委託されている。
- ③子どもが児童福祉施設等に入所している。
- ④子どもが少年院・少年鑑別所に収容されている。
- ⑤婚姻の届け出はしていないが、異性からの頻繁な訪問や、経済的援助（生活費の補助など）を受けるなど、事実上の婚姻関係がある。

■支給額（月額）表2のとおり

■現況届の受付 ※窓口受付は行いません。

8月1日(出)～31日(月)（消印有効）に子育て支援課へ。

表1 児童扶養手当の所得制限額

扶養親族等の数	父、母または養育者		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円

表2 児童扶養手当支給額（一部支給の額は所得によって変わります）

児童人数	令和2年4月分から	
	全部支給	一部支給
1人	4万3160円	4万3150円～1万180円
2人	1万190円を加算	1人につき1万180円～5100円を加算
3人以上	6110円を加算	1人につき6100円～3060円を加算

## 特別児童扶養手当

■対象者 精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している保護者で平成31年1月～令和元年12月の所得が所得制限額未満（表3）の人

■支給額（月額）

- ・障がいの状態1級の子ども 1人当たり5万2500円
- ・障がいの状態2級の子ども 1人当たり3万4970円

■所得状況届の受付 ※窓口受付は行いません。

8月1日(出)～14日(金)（消印有効）に子育て支援課へ。

表3 特別児童扶養手当の所得制限額

扶養人数	請求者(本人)	配偶者・扶養義務者
0人	459万6000円	628万7000円
1人	497万6000円	653万6000円
2人	535万6000円	674万9000円
3人	573万6000円	696万2000円

## 倒壊事故を未然に防止

# 危険ブロック塀等の撤去費用を一部補助

☎危機管理課 ☎922-0614 ☎922-6591

地震による塀の倒壊事故を防ぐため、危険ブロック塀等の撤去費用を一部補助します。詳細は危機管理課へ。

■対象・要件

道路等に接していて、右記「補助対象となるブロック塀の点検ポイント」に該当するブロック塀等

■補助金額

危険ブロック塀の撤去費用の3分の2（千円未満切り捨て）で、上限40万円

※撤去後の塀の新設工事等の費用は対象外

■制度の流れ

ブロック塀の点検 → 業者へ連絡・見積依頼 → 補助金交付申請 → 交付決定・工事 → 実績報告・書類提出・補助金振り込み



## あなたのお家のブロック塀は大丈夫？

### 補助対象となるブロック塀の点検ポイント

①～⑤のチェックポイントを確認し、ひとつでも該当する場合は、補助の対象となる危険ブロック塀に当たります。

①塀の高さが2.2m超（組積造は1.2m超）

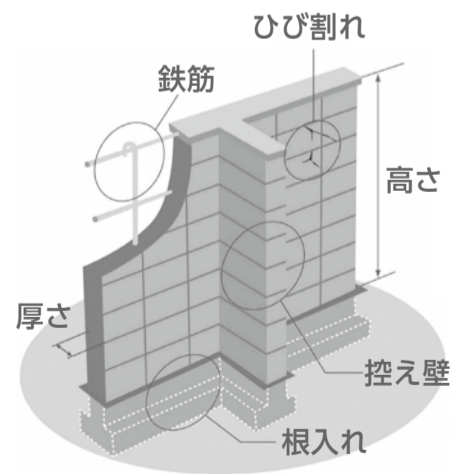
※組積造とは、れんが造・石造などの鉄筋のないブロック造のこと

②塀の厚さが10cm未満（高さが2m超2.2m以下の場合15cm未満）

③塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上の控え壁がない。

④コンクリートの基礎（根入れ）がない。

⑤塀に傾き、ひび割れがある。



※上記以外にも、鉄筋が入っていない場合は、危険ブロック塀である可能性があるため、専門家に相談してください。

出典：国土交通省ホームページより一部改